

国際連合

CCPR/C/ZWE/CO/2

市民的及び政治的権利に関する国際規約

配布：一般

2025年5月6日

原文：英語

自由権規約人権委員会

ジンバブエの第2回定期報告に関する総括所見

甲A95の1 7頁赤線部分

28. 身体の自由及び安全に関する委員会の一般的意見第35号（2014年）に照らし、締約国は、非拘禁措置を拘禁に代わる代替措置としてより広く適用すること等を通じて、公判前勾留の利用を大幅に削減すべきであり、また、すべての被拘禁者が拘禁の開始当初から、実際に、すべての法的及び手続的保障を享受できることを確保すべきである。特に、締約国は次の措置をとるべきである：

甲A95の1 7～8頁赤線部分

(b) 非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）に照らし、公判前勾留に代わる代替措置の利用可能性及びその活用を拡大すること。